

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について（平成30年4月以降）

（1）判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて1月につき200単位を減算しなければなりません。

- ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
 - ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。
- ※ 平成30年度前期においては、判定期間を4月1日から8月末日までとし、減算適用期間を同年10月1日からとする。

（2）判定方法

各居宅介護支援事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、下記のサービスが位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、各サービスそれぞれについて、最もその紹介件数（そのサービスが給付管理された計画数）の多い法人（紹介率最高法人）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、各サービスのいずれかについて80%を超えた場合に減算します。

<判定対象のサービス>

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・地域密着型通所介護

<具体的な計算式>

各居宅介護支援事業所において、各サービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

※ 計算については、参考様式を用意しましたので、こちらもご活用ください。

- ・参考様式1「特定事業所集中減算に係るサービス別・月別集計表」
- ・参考様式2「特定事業所集中減算に係るサービス別判定表」

(3) 算定手続

判定期間が前期の場合は9月15日までに、後期の場合は3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類（様式1「特定事業所集中減算に係る判定様式（届出）」）を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市長（高齢福祉課高齢福祉係（分庁舎3階））に提出してください。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければなりません。

<記載事項>

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 各サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 各サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ④ 上記<具体的な計算式>により計算した割合
- ⑤ 上記<具体的な計算式>により計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由（様式2「判定結果に係る正当な理由報告書」等を添付）

(4) 正当な理由の範囲

(3) で計算した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、様式2「判定結果に係る正当な理由報告書」と添付書類を提出する必要があります。なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。

正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長が適正に判断します。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（※）に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

【例】訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算が適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

【例】訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えた場合でも減算されない。

※ 事業所数のカウントに関する基準日は、各判定期間の初日とします。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

【例】訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

【例】利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の「理由書」(※1)の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議等」(※2)に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての「意見・助言」(※3)を受けているもの。

※1 様式の定めはありませんが、利用者にとって、選択した事業所のサービスの質が高いことの理由は必ず記載してください。また、利用者の意思を確認するために、利用者(またはその家族)の署名、または記名押印が必要です。

(任意様式「利用者から提出された理由書」(記載例)参照)

※2 名称は問いませんが、長寿支援センターが実施する事例検討会等とします。

※3 提出された居宅サービス計画について、良いか悪いかまでを判断していただく必要はありません。また、提出された居宅サービス計画等について意見、助言がない場合でも、「意見・助言無し」という記録は残してください。

(任意様式「地域ケア会議等で意見・助言を受けたことが分かる書類」(記載例)参照)

<再計算の方法>

【例】訪問介護を位置付けた計画が100件あり、そのうち紹介率最高法人の訪問介護を位置付けた計画が85件(85%)で、その中の25件について利用者から理由書の提出を受け、居宅サービス計画の支援内容について地域ケア会議等で意見・助言を受けている場合、全体の計画及び紹介率最高法人を位置付けた件数からそれぞれ25件を除いた件数が全体に占める割合を計算する。(60件÷75件=80%)

- ⑥ その他正当な理由と市長が認めた場合

1. サービス種類ごとにみた場合に、対象となるサービス事業所が、利用者の居住地のある(旧)市町村単位で2法人以下であり、当該法人を位置付けている居宅サービス計画を除くと80%以下になる場合
2. その他、第三者に対し説明可能な地域的な事情も含めた特殊事情がある場合は、ヒアリング等による確認により総合的に判断する。

●提出について

特定事業所集中減算の算定結果が80%を超えた場合は届出が必要です。算定の結果80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければなりません。

- 提出先 高齢福祉課高齢福祉係（分庁舎3階）
- 提出期限 判定期間前期分…9月15日、判定期間後期分…3月15日
- 提出書類 <必須>様式1「特定事業所集中減算に係る判定様式（届出）」
<正当な理由に該当する場合>様式2「判定結果に係る正当な理由報告書」
<正当な理由に該当する場合の添付資料>

理由①	・通常の事業の実施地域内の事業所一覧
理由②	不要
理由③	・参考様式2「特定事業所集中減算に係るサービス別判定表」
理由④	・参考様式1「特定事業所集中減算に係るサービス別・月別集計表」 ・参考様式2「特定事業所集中減算に係るサービス別判定表」
理由⑤	・参考様式1「特定事業所集中減算に係るサービス別・月別集計表」 ・参考様式2「特定事業所集中減算に係るサービス別判定表」 ・参考様式3「特定事業所集中減算に係る再計算書」 ・参考様式4「算定から除外する件数の集計表」 ・任意様式「利用者から提出された理由書」の写し ・任意様式「地域ケア会議等で意見・助言を受けたことが分かる書類」
理由⑥1	・参考様式1「特定事業所集中減算に係るサービス別・月別集計表」 ・参考様式2「特定事業所集中減算に係るサービス別判定表」 ・参考様式3「特定事業所集中減算に係る再計算書」 ・参考様式4「算定から除外する件数の集計表」
理由⑥2	・正当な理由について客観的に判断できる資料

●減算について

審査の結果、特定事業所集中減算の適用となった場合または減算の適用が終了する場合は、体制等状況一覧表の提出が必要です。